

＜基本情報①(自治体情報)＞

都道府県市名 政令都市・中核都市名	広島県		
高校入試 担当部署名	広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育改革課 入学者選抜制度推進担当		
TEL	082-513-4992	FAX	082-222-1468
URL	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/fr-nyuushi.html		

＜基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)＞

調査担当者名	宮野 宏子(みやの ひろこ) (所属:びんご日本語多言語サポートセンター「びるど」)
--------	--

＜全国一覧掲載情報＞

	Ⅰ 全日制高校について						Ⅱ 定時制高校について					
	A.外国人生徒		B.中国・サハリン帰国生徒		C.海外帰国生徒		D.外国人生徒		E.中国・サハリン帰国生徒		F.海外帰国生徒	
	A2-1.措置	A3-1.枠	B2-1.措置	B3-1.枠	C2-1措置	C3-1.枠	D2-1.措置	D3-1.枠	E2-1.措置	E3-1.枠	F2-1.措置	F3-1.枠
1. 設置されているか(2-1、3-1と一致)	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
2. 国籍要件の有無(一部条件がある場合は備考に記入)	外国籍生徒のみ	外国籍生徒のみ	なし	なし	日本籍生徒のみ	日本籍生徒のみ	外国籍生徒のみ					
3. 定員の確保がされているか(3-5の記入欄番号①②から1つ選択、枠がない場合は無記入)		②定員外		②定員外		②定員外						

I 全日制高校について

		A. 外国人生徒	B. 中国・サハリン帰国生徒	C. 海外帰国生徒
1. 2024年度中について、当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択		把握せず	把握せず	把握せず
2-1. 2025年度の一般入試において、当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記		○	○	○
2-1の名称		帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜	帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜	帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記			帰国生徒及び外国人生徒等に含まれる	
2-2. 滞日年数制限		原則として、入国後の在日期間が6年以内の者	①海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者 ②海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者 ③海外在住期間が4年以上9年未満で、帰国後の期間が3年以内の者 ④海外在住期間が9年以上で、帰国後の期間が6年以内の者	①海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者 ②海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者 ③海外在住期間が4年以上9年未満で、帰国後の期間が3年以内の者 ④海外在住期間が9年以上で、帰国後の期間が6年以内の者
2-3. 措置の内容		・5教科の学力検査のうち社会、理科を免除し、国語、数学、英語、作文、面接を実施 ・漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用	5教科の学力検査のうち社会、理科を免除し、国語、数学、英語、作文、面接を実施	5教科の学力検査のうち社会、理科を免除し、国語、数学、英語、作文、面接を実施
2-4. 2024年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		把握せず	把握せず	把握せず
3-1. 2025年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学枠の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記		○	○	○
3-1の名称		帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜	帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜	帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記			帰国生徒及び外国人生徒等に含まれる	
3-2. 滞日年数制限		原則として、入国後の在日期間が6年以内の者	①海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者 ②海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者 ③海外在住期間が4年以上9年未満で、帰国後の期間が3年以内の者 ④海外在住期間が9年以上で、帰国後の期間が6年以内の者	①海外在住期間が2年以上3年未満で、帰国後の期間が1年以内の者 ②海外在住期間が3年以上4年未満で、帰国後の期間が2年以内の者 ③海外在住期間が4年以上9年未満で、帰国後の期間が3年以内の者 ④海外在住期間が9年以上で、帰国後の期間が6年以内の者
3-3. 入学枠のある学校数／全学校数		77校 / 全校 77校	77校 / 全校 77校	77校 / 全校 77校
3-4. 学校名		省略	省略	省略
3-5. 定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)			
	②定員外(枠外)	各高等学校2人以内	各高等学校2人以内	各高等学校2人以内
3-6. 特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択		×	×	×
3-7. 試験内容		・5教科の学力検査のうち社会、理科を免除し、国語、数学、英語、作文、面接を実施 ・漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用	5教科の学力検査のうち社会、理科を免除し、国語、数学、英語、作文、面接を実施	5教科の学力検査のうち社会、理科を免除し、国語、数学、英語、作文、面接を実施
3-8. 2024年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択		把握せず	把握せず	把握せず
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、2024年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入				

Ⅱ 定時制高校について

	D.外国人生徒	E.中国・サハリン帰国生徒	F.海外帰国生徒
1.2024年度中について、 当該項目の生徒の在籍の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択	把握せず	把握せず	把握せず
2-1.2025年度の一般入試において、 当該項目の生徒の受けられる入試特別措置の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質受けられる、等)の場合は「2-1の備考」に明記	○	×	×
2-1の名称			
2-1の備考 2-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記			
2-2.滞日年数制限	原則として入国後の在日期間が 6年以内の者		
2-3.措置の内容	・5教科の学力検査のうち社会、理科を免除し、国語、数学、英語、作文、面接を実施 ・漢字にルビを振り拡大した学力検査用紙を使用		
2-4.2024年度の入試において、当該の措置で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択	把握せず		
3-1.2025年度の入試において、当該項目の生徒を対象とした特別入学籍の有無 ※○△×から1つ選択 △(要項に明記されていないが実質対象となる、等)の場合は「3-1の備考」に明記	×	×	×
3-1の名称			
3-1の備考 3-1が△の場合は明記 国籍要件に条件がある場合は明記			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学籍のある学校数／全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員 ※該当する方のみ記入	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか) ※○×から1つ選択			
3-7.試験内容			
3-8.2024年度の入試において、当該の枠で、日本語指導が必要な生徒が受検(受験)しているか ※有・無・把握せずから1つ選択			
その他補足事項 ※措置や枠がある地域については、 2024年度の入試別の受験者数・合格者数、その他事項などを記入			

Ⅲ 高校入学後の状況		
1-1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無 ※有・無から1つ選択	有	
1-2.有の場合、その施策の具体的な内容 ※該当する項目にチェック	☒	A.教育課程に位置づけられた日本語授業(特別的教育課程、学校設定科目、個別対応授業など単位として認定されるもの)の実施
	☒	B.教科学習において個別対応や習熟度別の授業を実施
	☐	C.母語(継承語)保持のための授業の実施
	☐	D.担当教員の加配
	☒	E.日本語の授業などの講師や支援者の雇用
	☐	F.母語(継承語)の支援のための講師や支援者の雇用
	☐	G.その他外部支援者(コーディネーターなど)の雇用
	☐	H.日本語指導が必要な生徒を対象としたキャリア教育(出口支援)
	その他の施策	各高等学校において、放課後等を活用し、日本語指導等を実施
上記に該当する実施校の校数等	15校程度で実施	
補足事項		
2-1.「1-2のA」において特別的教育課程での日本語授業を行っている?	いる	
2-2.行っている場合、実施校数、実施高校名	1校、呉工業高等学校 定時制課程	
2-3.行っていない場合、今後、教育委員会として実施計画はあるか?ある場合は、その実施予定年度、予定高校数など		
3.自治体の施策ではないが、各学校で個別に実施していることがあれば記入	放課後等を活用し、日本語指導等を実施	
4.2024年度の入試において、海外で中学相当(学校教育における9年の課程)を修了し、来日後直接高校受検(受験)した者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合はその人数も記入	把握せず	
5.2023年度中に、直接来日後による編入学者の有無 ※有・無・把握せずから1つ選択、有りの場合は、その人数も記入	把握せず	

Ⅳ日本国内にある外国学校からの入学について		
	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以って認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	○	
1-2. 1-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	①	
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国学校の中等部の卒業生について、高校受験(受験)者資格を認めているか否か ただし、中卒認定試験の合格を以って認めている場合は除く。 ※認めているは○印、認めていないは×印のいずれかで記入し、認めていない場合はその理由を備考に記入。検討中あるいは未決定の場合は△を記入し、備考に明記	○	
2-2. 2-1で認めている場合 ※①～④からいずれかを選択 ①外国学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学選抜の受験(受験)を認めている(外国学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	①	
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国学校の在籍期間は、日本での在学期間を含むか否か ※日本での滞在期間に含むは「含む」、滞在期間に含めないは「含めない」のいずれかで記入	含む	
4.外国学校の中等部の卒業生について、2024年度入試において受験(受験)希望があったか ※あった場合「有」を記入、備考にその人数を記入。なかった場合は「無」を記入。把握していない場合は「把握せず」	無	

V 調査した人からのコメントや関係者の皆さんへお知らせ ※各地域を担当されている皆さんだから知っている地域情報を、皆さんの視点からご記入いただきたいです。 「他地域から皆さんが担当する地域に引越し予定をしている中2の外国人生徒とその保護者に伝えたい情報」という想定で、いずれも公開されている情報について、ご無理のない範囲で、ご記入ください。	
1.日本語指導が必要な生徒の状況について、支援者の立場から、高校受験(受験)や高校進学に困難なケースや高校入試及び入学後の支援に関して課題と感じていること 高校入試や高校入学後の支援に関して、教育委員会や高校に期待すること	・年齢超過で来日した子どもや社会人が高校受験をする場合に、情報を入手するのが大変困難のように思います。中学校に属していない人のために、受験について相談できる窓口が何処にあるかや、必要書類の取り寄せ方などの情報について、教育委員会のみならず国際関係部署での情報発信・相談受付をしていただけることを望みます。 ・中学校や地域で、親子が参加する分かりやすい多言語での高校進学ガイダンスが必要だと思います。とりわけインターネット出願の手引きはPDF形式・日本語のみで公開されており、課題があると考えます。 ・2023年度の受験から県立高等学校入学選抜制度が変わり「自己表現」という面接が受験者全員に対して新設されました。 県教育委員会が公開しているサイトの「自己表現についてのQ&A」 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/597343.pdf (Q3-8)によれば、日本語以外の得意とする言葉で「自己表現」をしても良いとされています。「自己表現」の5分以内の一部を使ってパフォーマンスとして披露するなどの工夫をすることや、事前に高等学校を所管する教育委員会や志願先の高等学校に問い合わせることが求められています。 この情報が、受験者、在籍中学校、志願先の高等学校において共有されているのか疑問があります。 ・高校入学後も、学校制度・学校文化や自校のルールなどを分かりやすく多言語で細かく説明する機会を設ける必要があります。 ・高校入学後の日本語指導を保障する体制を望みます。
2.日本語指導が必要な生徒を受け入れている私立高校の情報や課題など	特になし
3.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できるところ ※担当地域内の団体名やURLなどを記入ください	☆県内の各自治体に、外国人住民を対象にした生活相談を担当する部署が決められていますが、高校入試についての相談に対応できるかどうかは不明です。 https://live-in-hiroshima.jp/contact/ ☆相談・支援活動を実施している市民団体(本調査担当者の知り得る範囲の情報です) ・呉市「ワールド・キッズ・ネットワーク」 ・東広島市「こどものひろばヤッチャル」 ・福山市 びんご日本語多言語サポートセンター「びんど」 https://bingo-build.com/ ・安芸高田市 安芸高田市国際交流協会 https://www.facebook.com/aica.akitakata/
4.多言語による関連情報 ※担当地域の自治体やNPOなどで公開されているものがあれば、URLなどを記入ください。	広島県教育委員会が「外国人児童生徒等教育・日本語指導関連情報」というページを設け、外国語を話す子供のための進路パンフレットを8言語で作成しています。(12月15日現在 2025年入学生用を掲載) https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku12/nihongoshidou.html 日本語(ルビ付き)、中国語、タガログ語、ポルトガル語、韓国語、スペイン語、英語、ベトナム語 広島県教育委員会が「学費負担軽減制度に関するリーフレット」を8言語で作成しています。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku09/gakuhihutankeigen.html 日本語(一部ルビ付き)、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語
5.公立高校入試の特別措置や特別入学枠の設置のこれまでの経緯 ※〇〇年に特別措置が導入された(その内容)、〇〇年に特別措置が改善された(内容)、〇〇年に特別入試枠が導入された(内容)、〇〇年に特別入学枠の校数が〇校になった。・・・などのこれまでの経過について、わかる範囲で簡潔にご記入ください。詳しい内容が掲載されているホームページがあれば、記載してください。	R2年度選抜試験(H31年度実施の試験)から、「帰国子女」に対する特別措置だったものが、「外国人生徒」にも枠が広がった。 https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/69665 (中国新聞記事)
6.その他 ※「こんな情報もあるよ!」ということ、メッセージや助言などがあれば、調査した人からの目線でぜひご記入ください。なお、そのままホームページには掲載致します。	特になし